

令和5年度 富山県立大門高等学校の部活動に係る活動方針

<p>部活動に関する方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい人間関係の中で、趣味と特技を生かし、豊かで健全な個性の伸長を図る。 ・ 自主性を高めるとともに、集団生活において協調と責任を重んじる態度を養う。 ・ 学習活動との両立を図るために効率的に活動しようとする意欲と態度を養う。 				
<p>休養日と活動時間の設定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="483 734 616 1025"> <p>休養日</p> </td> <td data-bbox="616 734 1444 1025"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ・ 上記以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ・ 休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。 ・ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1025 616 1319"> <p>活動時間</p> </td> <td data-bbox="616 1025 1444 1319"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。 </td> </tr> </table>	<p>休養日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ・ 上記以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ・ 休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。 ・ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 	<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。
<p>休養日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日のいずれかの日を休養日とする。 ・ 上記以外に週1回以上休養日の設定に努める。なお、休養日とする日は各部で決める。 ・ 休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。 ・ 休養日に活動を行う場合は、校長に事前に届け出て許可を得ること。 				
<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は2時間程度とする。 ・ 休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。 				
<p>活動計画</p>	<p>平日の活動 4月～10月は18時30分 11月～3月は18時までとする ※この時間には、片付けて校外へ出る。</p> <p>考査中の活動について ・考査時間割発表から考査終了までの活動は行わない。ただし、活動を必要とする場合は、特別部活動願を提出して許可を得る。この場合の活動時間は放課後1時間程度とする。</p> <p>休業中(夏期・冬期・春期)の活動について ・休業中の活動は、部顧問の付添を原則とし、活動計画を提出し許可を得る。活動終了時間は17時とする。</p> <p>11月～3月の延刻について ・延刻は顧問の付添を原則とし、部顧問を通じ特別部活動願を提出して許可を得なければならない。延刻終了時間は18時30分とする。</p>				
<p>その他</p>					